

# 85歳以上の現況届を出して年金を受給している方に係る サンプル調査について

平成22年8月27日  
厚生労働省

## 1 調査の概要

85歳以上の現況届(注)を出して年金を受給している方について、実際に受給権者が生存しているか確認するため、本年6月からサンプル調査を実施。

(注) 現況届について

- ① 年金制度においては、平成18年12月から住民基本台帳ネットワークを通じて提供される戸籍法に基づく死亡届の情報を受給権者の生存確認に活用している。
- ② 住基情報活用の開始時点で「氏名、生年月日、性別、住所」が住基情報と受給者情報において一致した方については現況届の提出を不要とし、一致しなかった方については、引き続き現況届の提出をお願いした。
- ③ その後、現況届において住民票コードを記入いただいた方は翌年から現況届の提出を不要とし、記入いただけていない方等は、翌年以降も引き続き現況届の提出を求めている。

## 2 調査対象者

現況届の提出を要する方のうち、85歳以上の方から840名を無作為抽出。

※ 85歳以上の現況届の提出対象者 約2.7万人(推計)

## 3 調査方法

調査は、日本年金機構の年金事務所職員による訪問調査とし、本人に面談をお願いする。

## 4. 調査結果

調査結果	人数	うち年金の支給が既に止められている方	うち年金が支給されている方
1. 健在が確認できた方	695人		
2. 亡くなっていることが判明した方	48人	47人	1人
3. 行方不明の可能性のある方	27人	5人	22人
総数	770人	52人	23人

(注) 調査対象者として抽出した840名のうち、65名については訪問調査の実施までに調査対象外であることが判明し、また、5名については外国に転出しており、電話連絡及び訪問調査ができなかったため、総数から差し引いた。

(留意事項)

- ① 本調査の対象は、現況届の提出対象者のうち、相対的に死亡している方の割合が高くなる85歳以上の方(約2.7万人(推計))を対象として実施しており、現況届の提出対象者全体について、本調査結果を当てはめることは適当でないことに留意が必要。
- ② 本調査の対象は、生存確認を年1回の現況届によって行っている方であり、生存確認を住基ネットにより年6回行っている他の受給者全体について、本調査結果を当てはめることは適当でないことに留意が必要。